

## 地域主権戦略大綱についての緊急要望

去る6月22日、「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。

菅総理大臣の所信表明において、従来の民主党の表明である「地域主権改革は改革の一丁目一番地」との表現が見受けられず、少なからず危惧を抱いていたところである。

しかし、地域主権戦略大綱が当初の予定通り6月中に閣議決定され、地方税財源の強化、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止など、広範な分野にわたって方針が示されたことは、管内閣においても、地域主権を推進していくものと一定の評価をするところである。

しかしながら、「ひも付き補助金の一括交付金化」については、当初の案に記載されていた「各府省の枠を超えて」という表現が、「枠にとらわれず」と修正され、また、「PDCAサイクルを通じて制度の評価・改善を図る」という表現が加えられ、中央省庁が交付の計画段階から関与でき、地方の自由度が縮小される内容となってしまったことは、極めて遺憾といわざるを得ない。

当初の案に盛り込まれていた「一括交付金の趣旨及び導入の目的」を損なうことなく、真の分権型社会を構築するための手段として、一括交付金の機能が担保されることを強く要望する。

また、「条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分」との考え方も示された。しかし、首都圏に位置する自治体には、未曾有の早さで高齢者人口が増加するため、その対策に迫られていること、あるいは高齢者人口のみならず総人口が多いが故の歳出もあることから、普通交付税交付・不交付団体に関わらず、予算執行において硬直化を招いている状況がある。都市自治体には、地方とは違った意味での特殊性が有ることを十二分に勘案し、適切かつ確実に財政措置を講ずるよう、併せて強く要望する。

地域主権戦略大綱が、日本国憲法の理念の下に真の地方自治を構築するための有効な手法となるか否かは、今後の「国と地方の協議の場」等を通じての地方との十分な協議と、地方の意見・提言を最大限反映することができるか否かによる。そのため、このことを再確認した上で、今後の具体的な目標・工程表等の策定、各分野の制度設計に当たるべきであることも強く要望する。

平成22年6月29日

内閣総理大臣・地域主権戦略会議議長 様	内閣官房長官 様
総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 様	財務大臣 様
厚生労働大臣 様	文部科学大臣 様
農林水産大臣 様	国土交通大臣 様
民主党神奈川県総支部連合会代表 様	自由民主党神奈川県支部連合会会長 様
公明党神奈川県本部代表 様	みんなの党代表 様

神奈川県市長会会長  
茅ヶ崎市長 服部 信明

神奈川県町村会会長  
大井町長 間宮 恒行

